

公契約・入札制度改革の現状と課題に関する調査票

※質問はQ 1 からQ16 まであります。ご回答にあたっては、質問で指定されている場合を除き、2019年4月1日現在の状況をお答えください。

ご連絡先をご記入ください。

自治体名		
ご担当部署名		
ご担当者名		
ご連絡先	TEL	
	FAX	
	電子メール	

I 公契約条例の制定過程について

Q 1 公契約条例を制定することとなった契機について、当てはまるものをすべて選び、番号に○を付けてください（複数選択可）。

1. 首長の選挙公約等
2. 議会での質問
3. 議員による条例提案
4. 請願・陳情の採択
5. 労働者団体の要請
6. 事業者団体の要請
7. 入札・契約制度改革
8. 国の入札・契約制度の改正
9. 公共サービス基本法の制定
10. 他団体での条例制定
11. 入札・契約に係る不正事案
12. その他（具体的にご記入ください）

Q 2 公契約条例制定の検討における基本的なスタンスについて、当てはまるものを1つ選び、番号に○を付けてください（○は1つ）。

1. 賃金条項を含む条例を念頭
2. 賃金条項を含まない条例を念頭
3. 1.、2.を含めて幅広く検討
4. 議員提案条例のため、行政主体の検討は行っていない

**Q 3 公契約条例の検討過程で実施したものをすべて選び、番号に○を付けてください(複数選択可)。**

1. 庁内での検討	→○を付けた方はQ 3-1にもお答えください
2. 審議会等での検討	→○を付けた方はQ 3-2～Q 3-3にもお答えください
3. 条例制定自治体の視察	
4. 自治体アンケート調査の実施	
5. 事業者／団体の意見聴取	
6. 労働者／団体の意見聴取	
7. 事業者向け説明会の開催	
8. 住民向け説明会の開催	
9. パブリックコメントの実施	
10. 特になし	
11. その他(具体的にご記入ください)	
(	)

※「公契約条例の検討過程」は、同条例の検討開始から条例制定に至るまでの期間を指します(条例制定後の取り組みは含まれません)。

※「審議会等」は、公契約条例の制定に関する検討を行った庁外の委員で構成する会議体を指します。

※「意見聴取」にはアンケート調査、ヒアリングを含みます。

**【Q 3で「1. 庁内での検討」に○を付けた方にお聞きします。】**

**Q 3-1 公契約条例制定に係る庁内での検討形態について、当てはまるものをすべて選び、番号に○を付けてください(複数選択可)。庁内に検討組織等を設置した場合はその名称をお答えください。**

<b>&lt;検討形態&gt;</b>	
1. 検討委員会等の検討組織を設置	} →○を付けた方はQ 3-1-1にもお答えください
2. 検討部会等の補助組織を設置	
3. 契約所管課で検討し、関係部署と調整	
4. その他(具体的にご記入ください)	
(	)
<b>&lt;組織名称&gt;</b>	
検討組織 (	)
補助組織 (	)

**【Q 3-1で「1. 検討委員会等の検討組織を設置」「2. 検討部会等の補助組織を設置」に○を付けた方にお聞きします。】**

**Q 3-1-1 Q 3-1で挙げた検討組織および補助組織の開催回数をお答えください。**

<検討組織>	<input type="text" value="回"/>
<補助組織>	<input type="text" value="回"/>

【Q3で「2. 審議会等での検討」に○を付けた方にお聞きします。】

Q3-2 公契約条例制定に係る審議会等の名称をお答えください。審議会等の最終回時点における委員構成について、当てはまるものの番号に○を付け、人数をお答えください。

<条例制定に係る審議会等名称>

( )

<委員構成>

1. 有識者（大学教授） ( ) 人
  2. 有識者（大学教授以外） ( ) 人
  3. 事業者団体関係者 ( ) 人
  4. 労働者団体関係者 ( ) 人
  5. 議会議員 ( ) 人
  6. 住民（公募） ( ) 人
  7. 住民（公募以外） ( ) 人
  8. その他（肩書と人数を具体的にご記入ください）
- ( )

※本質問における「審議会等」は、公契約条例に基づき設置される会議体ではなく、同条例の制定に係る検討を行った会議体を指します。

※「有識者（大学教授以外）」は、弁護士、公認会計士、社会保険労務士、NPOなど、大学教授を除く学識経験者を指します。

【Q3で「2. 審議会等での検討」に○を付けた方にお聞きします。】

Q3-3 Q3-2で挙げた審議会等の開催回数をお答えください。

回

Q4 公契約条例の制定・施行について、住民への周知は行いましたか。当てはまるものを1つ選び、番号に○を付けてください（○は1つ）。

1. 周知した →Q4-1にお答えください
2. 周知していない →Q5へお進みください

【Q4で「1. 周知した」に○を付けた方にお聞きします。】

Q4-1 どのような方法で住民への周知を図りましたか。当てはまるものをすべて選び、番号に○を付けてください（複数選択可）。

1. ウェブサイト掲載（条例検討段階）
  2. ウェブサイト掲載（条例制定・施行時）
  3. 広報誌掲載（条例検討段階）
  4. 広報誌掲載（条例制定・施行時）
  5. パブリックコメントの実施
  6. 住民向け説明会の開催
  7. 条例適用現場へのポスター等掲示
  8. シンポジウム等の開催
  9. その他（具体的にご記入ください）
- ( )

※「シンポジウム等」は、公契約について考える住民を対象としたシンポジウム・講演会などを指します。

Q5 公契約条例制定の検討に際して、とくに議論となった事項をすべて選び、番号に○を付けてください（複数選択可）。

<条例の目的・理念・対象>

1. 条例の目的
2. 基本理念・方針
3. 適用対象とする公契約の分野
4. 適用対象とする公契約の金額
5. 適用対象とする労働者の範囲
6. 適用対象とする委託業務
7. 発注者の責務
8. 受注者の責務
9. 法令遵守

<賃金・労働条件の確保>

10. 賃金・労働条件の実態
11. 賃金下限額の設定
12. 賃金下限額の算定基準
13. 職種別下限額の設定
14. 受注者の連帯責任

<条例運用>

15. 事業者の事務負担
16. 行政の事務負担
17. 台帳作成・報告
18. 労働環境の報告
19. 労働者への周知
20. 労働者の申出
21. 条例違反時の措置
22. 審議会等の設置

<入札・契約制度の改善>

23. ダンピング防止
24. 総合評価入札方式の活用
25. 地元事業者の活用
26. 社会的価値の向上
27. 入札・契約制度の見直し
28. 地域経済の現状

<その他>

29. 特になし
30. その他（具体的にご記入ください）

(

)

※「とくに議論となった事項」とは、検討の際に複数の出席者から様々な意見が出され、検討に一定の時間を費やした事項を指します。

※議員提案条例の場合は、条例原案に関する提案者および議会各党派と執行機関の間で協議・調整がなされた事項をお答えください。

## II 公契約条例の運用状況について

Q 6 公契約を所管する部署（課・係）および公契約条例に係る実務担当者の 2019 年 4 月 1 日現在の職員数（常勤）をお答えください。

公契約を所管する部署の職員数 課（ ）人、係（ ）人  
※うち、公契約条例に係る実務担当者（ ）人

※担当係が設置されていない場合、係の欄は空欄で結構です。

Q 7 公契約条例の施行に伴い、公契約を所管する部署（課）に対する職員の加配はありましたか。当てはまるものを1つ選び、番号に○を付けてください（○は1つ）。加配があった場合はその人数をお答えください。

1. 加配があった → 加配された職員数 常勤（ ）人 非常勤（ ）人
2. 加配はなかった

※公契約条例の制定以降における同条例に係る業務の実施を理由とした職員の加配の有無をお答えください。

Q 8 公契約条例および同施行規則で条例が適用される契約の範囲を定めていますか。当てはまるものを1つ選び、番号に○を付けてください（○は1つ）。

1. 定めている → Q 8 - 1 ~ Q 8 - 3 にお答えください
2. 定めていない → Q 9 へお進みください

【Q 8 で「1. 定めている」に○を付けた方にお聞きします。】

Q 8 - 1 公契約条例が適用される労働者の範囲について、適用対象として当てはまるものをすべて選び、番号に○を付けてください（複数選択可）。

1. 受注者に雇用される者
2. 下請負者に雇用される者
3. 派遣労働者
4. 一人親方など個人請負者
5. その他（具体的にご記入ください）  
( )

【Q8で「1. 定めている」に○を付けた方にお聞きします。】

Q8-2 過去3年間の公契約条例の対象契約の件数・総予算額・労働者数を公共工事／業務委託／指定管理の種別・年度別にお答えください。

年度	項目	公共工事	業務委託	指定管理
2016年度	契約件数	件	件	件
	総予算額	円	円	円
	労働者数	人	人	人
2017年度	契約件数	件	件	件
	総予算額	円	円	円
	労働者数	人	人	人
2018年度	契約件数	件	件	件
	総予算額	円	円	円
	労働者数	人	人	人

※公契約条例施行以前の年度の欄および同条例が適用されない事業種別の欄、集計していない項目は空欄で結構です。

【Q8で「1. 定めている」に○を付けた方にお聞きします。】

Q8-3 過去3年間の公契約条例の適用事業における法令違反、労働者の申出、立入検査、是正措置、関係機関への通報の各件数を年度別にお答えください。

年度	法令違反	労働者の申出	立入検査	是正措置	関係機関 への通報
	□未集計	□未集計	□未集計	□未集計	□未集計
2016年度	件	件	件	件	件
2017年度	件	件	件	件	件
2018年度	件	件	件	件	件

※公契約条例施行以前の年度の欄は空欄で結構です。集計していない項目は未集計の□欄にチェックを入れてください。  
 ※「法令違反」の件数は、実地調査および労務台帳・労働環境報告書などの書類調査において、労働関係法令およびその他法令に抵触するケースが確認された件数を指し、確認後、是正されたものも含まれます。ただし、誤記入により訂正したものは除きます。

Q9 入札・契約制度の適正化を図るために実施している取り組みをすべて選び、番号に○を付けてください。また、今後、実施を予定もしくは検討している取り組みは番号に△を付けてください（いずれも複数選択可）。

<公契約に関する方針・計画等>

1. 公契約に関する基本方針等の策定
2. 公契約に関する実施計画等の策定
3. 公契約に関する要綱の策定

<事業者の選定>

4. 入札・契約事務の電子化
5. 入札過程・結果のウェブ上での公表
6. 特命随意契約の見直し
7. 一般競争入札方式の拡大
8. プロポーザル方式の活用
9. コンペ方式の活用
10. 最低制限価格制度の活用
11. 低入札価格調査制度の活用
12. 総合評価入札方式の活用

<契約の適正化>

13. 事業者の社会貢献等の評価
14. 長期継続契約の適用拡大
15. 契約締結期間の拡大
16. 適正な予定価格の設定
17. 業務委託積算基準の作成
18. 地元事業者の受注機会の確保
19. 地元での雇用確保
20. 地元産品の利活用
21. 発注時期の平準化
22. 施行成績の評価の推進

→○を付けた方はQ9-1にもお答えください

<賃金・労働条件>

23. 受注者アンケートの実施
24. 従事労働者の賃金・労働条件の把握
25. 社会保険等加入の促進
26. 週休2日制工事の促進
27. 賃金下限額の設定
28. 賃金下限額の対象業務拡大

<その他>

29. その他（特筆すべきものがある場合、具体的にご記入ください）

(

)

【Q9で「13. 事業者の社会貢献等の評価」に○△のいずれかを付けた方にお聞きします。】

Q9-1 評価対象としている事業者が取り組む社会貢献活動等について、当てはまるものをすべて選び、番号に○を付けてください（複数選択可）。

1. 法令遵守
2. 環境配慮
3. 障がい者雇用
4. 女性活躍
5. 子育て支援
6. 労働安全衛生
7. 災害時対応
8. 消防団協力
9. 地域貢献活動
10. その他（具体的にご記入ください）  
( )

### Ⅲ 公契約条例に基づく審議会等について

Q10 公契約条例に関する審議・協議を行う場（以下、「公契約審議会等」）を設置していますか。当てはまるものを1つ選び、番号に○を付けてください（○は1つ）。

1. 設置している →Q10-1～Q10-4にお答えください
2. 設置していない →Q11へお進みください

【Q10で「1. 設置している」に○を付けた方にお聞きします。】

Q10-1 公契約審議会等の名称をお答えください。また、2019年4月1日現在の同審議会等の委員構成について、当てはまるものの番号に○を付け、人数をお答えください。

- <公契約審議会等名称>  
( )
- <委員構成>
1. 有識者（大学教授） ( ) 人
  2. 有識者（大学教授以外） ( ) 人
  3. 事業者団体関係者 ( ) 人
  4. 労働者団体関係者 ( ) 人
  5. 議会議員 ( ) 人
  6. 住民（公募） ( ) 人
  7. 住民（公募以外） ( ) 人
  8. その他（肩書と人数を具体的にご記入ください）  
( )

※本質問における「審議会等」は、公契約条例に基づき設置される会議体を指します。

※「有識者（大学教授以外）」は、弁護士、公認会計士、社会保険労務士、NPOなど、大学教授を除く学識経験者を指します。



【Q10で「1. 設置している」に○を付けた方にお聞きします。】

Q10-2 公契約審議会等は行政、使用者、労働者の三者で構成していますか。当てはまるものを1つ選び、番号に○を付けてください（○は1つ）。

1. 構成している
2. 構成していない

【Q10で「1. 設置している」に○を付けた方にお聞きします。】

Q10-3 公契約審議会等の2018年度の開催回数をお答えください。

回

【Q10で「1. 設置している」に○を付けた方にお聞きします。】

Q10-4 公契約審議会等における2018年度の審議・協議事項について、当てはまるものをすべて選び、番号に○を付けてください（複数選択可）。

<公契約条例に係る事項>

1. 公契約条例の運用状況
2. 公契約条例の適用範囲（金額）
3. 公契約条例の適用範囲（業種）
4. 公契約条例の適用範囲（労働者）
5. 公契約条例の周知
6. 公契約条例に係る事務負担の軽減

<賃金・労働条件>

7. 台帳・労働環境報告書の分析
8. 労働者アンケート結果の分析
9. 賃金・労働条件の確保
10. 賃金下限額の金額設定
11. 賃金下限額の勘案基準
12. 賃金下限額のあり方
13. 受注者の連帯責任

<入札・契約制度>

14. 事業者アンケート結果の分析
15. 公契約現場の課題把握・検討
16. 受注者の社会保険加入状況
17. 入札・契約制度の運用状況
18. 入札・契約制度の改善
19. 公共サービス（業務）の質
  
20. 2018年度は開催していない
21. その他（具体的にご記入ください）

( )

※「公契約条例の周知」は、条例の周知、条例の手引き等の作成、制度説明会の開催などに関する検討を指します。

#### IV 賃金下限額の設定について

Q11 公契約条例に基づき、最低賃金法に基づく地域別最低賃金を上回る賃金の下限額（以下、「下限額」）を設定していますか。当てはまるものを1つ選び、番号に○を付けてください（○は1つ）。

- |            |                      |
|------------|----------------------|
| 1. 設定している  | →Q11-1～Q11-3にお答えください |
| 2. 設定していない | →Q12へお進みください         |

【Q11で「1. 設定している」に○を付けた方にお聞きします。】

Q11-1 2019年度に適用する下限額の設定において勘案した基準等について、業務委託の基準に当てはまる番号に○を、指定管理の基準に当てはまる番号に△を付けてください（複数選択可）。

- |                      |   |
|----------------------|---|
| 1. 地域別最低賃金           |   |
| 2. 生活保護基準            |   |
| 3. 自治体正規職員給与         |   |
| 4. 自治体臨時職員給与         |   |
| 5. 建築保全業務労務単価        |   |
| 6. 国民生活基礎調査          |   |
| 7. 当該業務の標準的賃金        |   |
| 8. 自治体の財政状況          |   |
| 9. 他自治体の動向           |   |
| 10. その他（具体的にご記入ください） |   |
| （                    | ） |

【Q11で「1. 設定している」に○を付けた方にお聞きします。】

Q11-2 下限額を設定する目的について、当てはまるものをすべて選び、番号に○を付けてください（複数選択可）。

- |                     |   |
|---------------------|---|
| 1. 職種に応じた賃金の支払い     |   |
| 2. ダンピングの排除         |   |
| 3. 下請労働者の賃金水準確保     |   |
| 4. 重層下請構造の是正        |   |
| 5. 労働者の生計費保障        |   |
| 6. 業務の質確保・向上        |   |
| 7. 人材の確保            |   |
| 8. 同一労働同一賃金の実現      |   |
| 9. その他（具体的にご記入ください） |   |
| （                   | ） |

【Q11で「1. 設定している」に○を付けた方にお聞きします。】

Q11-3 下限額の設定に関して課題となっていることについて、当てはまるものをすべて選び、番号に○を付けてください（複数選択可）。

1. 下限額のあり方（基本的考え方、設定の目的等）
  2. 下限額の算定水準（公共工事）
  3. 下限額の算定水準（業務委託・指定管理者）
  4. 下限額の対象事業（公共工事）
  5. 下限額の対象事業（業務委託・指定管理者）
  6. 下限額の算定基準（業務委託・指定管理者）
  7. 職種別下限額の設定（業務委託・指定管理者）
  8. 事業者の経営面に対する影響
  9. 事業者の労務管理に対する影響
  10. 労働者の賃金実態の把握
  11. 地域別最低賃金引き上げの影響
  12. 複数年契約の年度毎の下限額変更
  13. 適用対象者の線引き（一人親方、高年齢者等）
  14. その他（具体的にご記入ください）
- ( )

## V 公契約条例制定の影響について

Q12 貴自治体の現行の入札・契約制度において、受注事業者のもとで働く者の適正な賃金・労働条件が確保されていると思いますか。当てはまるものを1つ選び、番号に○を付けてください（○は1つ）。

- |                |                  |
|----------------|------------------|
| 1. 十分確保されている   | →Q13へお進みください     |
| 2. ある程度確保されている | } →Q12-1にお答えください |
| 3. どちらともいえない   |                  |
| 4. あまり確保されていない |                  |
| 5. 全く確保されていない  | } →Q13へお進みください   |
| 6. 分からない       |                  |

【Q12で「2. ある程度確保されている」「3. どちらともいえない」「4. あまり確保されていない」「5. 全く確保されていない」のいずれかに○を付けた方にお聞きします。】

Q12-1 受注事業者のもとで働く者の賃金・労働条件に影響を及ぼしていると思われる事項について、当てはまるものをすべて選び、番号に○を付けてください（複数選択可）。

1. 競争入札（価格競争）
  2. 予定価格（実勢価格との乖離）
  3. 単年度契約
  4. 財政上の制約
  5. 重層下請構造
  6. その他（具体的にご記入ください）
- ( )

Q13 公契約条例の制定以後、同条例の適用事業における事業者の選定結果に何らかの変化はありましたか。当てはまるものを1つ選び、番号に○を付けてください（○は1つ）。

- |            |   |                |
|------------|---|----------------|
| 1. 変化があった  | } | →Q13-1にお答えください |
| 2. 変化はなかった |   | →Q14へお進みください   |
| 3. 分からない   |   |                |

※変化の具体例は、Q13-1の選択肢をご参照ください。

【Q13で「1. 変化があった」に○を付けた方にお聞きします。】

Q13-1 公契約条例の制定以後、同条例の適用事業における事業者の選定結果にどのような変化がありましたか。1.から6.について、当てはまるものを選択肢の中から1つずつ選び、○を付けてください。

- |                     |                      |
|---------------------|----------------------|
| 1. 1入札あたりの入札者数      | ( 増加 変化なし 減少 分からない ) |
| 2. 落札金額(率)          | ( 上昇 変化なし 下降 分からない ) |
| 3. 地元事業者の入札者数       | ( 増加 変化なし 減少 分からない ) |
| 4. 地元事業者の落札割合       | ( 増加 変化なし 減少 分からない ) |
| 5. 中小事業者の落札割合       | ( 増加 変化なし 減少 分からない ) |
| 6. 最低入札額を提示した者以外の落札 | ( 増加 変化なし 減少 分からない ) |
| 7. その他(具体的にご記入ください) | ( )                  |

※各項目について、全体的傾向をお答えください。例えば、一部の入札では入札者数の増加がみられるが、全体的に入札者数の減少傾向がみられる場合は「減少」とお答えください。ただし、特定の条件下において全体的傾向と異なる傾向が明らかな場合(例えば、総合評価入札方式で大規模事業者の落札割合が増加傾向にある、など)は、「7.その他」にその旨をご記入ください。

Q14 公契約条例の制定以後、同条例の適用現場に何らかの変化はありましたか。当てはまるものを1つ選び、番号に○を付けてください（○は1つ）。

- |            |   |                |
|------------|---|----------------|
| 1. 変化があった  | } | →Q14-1にお答えください |
| 2. 変化はなかった |   | →Q15へお進みください   |
| 3. 分からない   |   |                |

※変化の具体例は、Q14-1の選択肢をご参照ください。

【Q14で「1. 変化があった」に○を付けた方にお聞きします。】

Q14-1 公契約条例の制定以後、同条例の適用現場にどのような変化がありましたか。1. から 12. について、当てはまるものを選択肢の中から1つずつ選び、○を付けてください。

1. サービスの質（業務水準）	（	向上	変化なし	低下	分からない	）
2. 事業者の事務負担	（	増加	変化なし	減少	分からない	）
3. 事業者の法令遵守	（	改善	変化なし	悪化	分からない	）
4. 受注労働者の賃金	（	増加	変化なし	減少	分からない	）
5. 下請労働者の賃金	（	増加	変化なし	減少	分からない	）
6. 労働者の労働条件	（	改善	変化なし	悪化	分からない	）
7. 労働者の人材確保	（	改善	変化なし	悪化	分からない	）
8. 地元事業者の活用	（	増加	変化なし	減少	分からない	）
9. 環境配慮の取り組み	（	増加	変化なし	減少	分からない	）
10. 障がい者の雇用	（	増加	変化なし	減少	分からない	）
11. 地元製品の活用	（	増加	変化なし	減少	分からない	）
12. 上記以外の社会貢献活動	（	増加	変化なし	減少	分からない	）
13. その他（具体的にご記入ください）	（					）

Q15 公契約条例の制定以後、行政に何らかの変化はありましたか。当てはまるものを1つ選び、番号に○を付けてください（○は1つ）。

1. 変化があった	→Q15-1にお答えください
2. 変化はなかった	} →Q16へお進みください
3. 分からない	

※変化の具体例は、Q15-1の選択肢をご参照ください。

【Q15で「1. 変化があった」に○を付けた方にお聞きします。】

Q15-1 公契約条例の制定以後、行政にどのような変化がありましたか。1. から 9. について、当てはまるものを選択肢の中から1つずつ選び、○を付けてください。

1. 多様な入札方式の採用	（	増加	変化なし	減少	分からない	）
2. 価格以外の要素の評価	（	増加	変化なし	減少	分からない	）
3. 契約締結期間	（	延長	変化なし	短縮	分からない	）
4. 契約所管課職員の意識	（	向上	変化なし	低下	分からない	）
5. 事業発注課職員の意識	（	向上	変化なし	低下	分からない	）
6. 財政担当課職員の意識	（	向上	変化なし	低下	分からない	）
7. 契約所管課の業務量	（	増加	変化なし	減少	分からない	）
8. 事業者の選定事務量	（	増加	変化なし	減少	分からない	）
9. 追加工事等への適切な対応	（	改善	変化なし	悪化	分からない	）
10. その他（具体的にご記入ください）	（					）

※「職員の意識」は、発注業務の仕様や予定価格、入札方式などの決定における業務の質や従事する労働者の賃金・労働条件、地域社会・経済への影響などの考慮を指します。

## VI 公契約条例の運用上の課題について

Q16 貴自治体において、公契約条例をより効果的に運用し、実効性を確保するために取り組んでいく必要があると思われる事項をすべて選び、番号に○を付けてください（複数選択可）。

### <条例の理解度>

1. 事業者の条例の理解度向上
2. 労働者の条例の理解度向上
3. 住民の条例の認知度向上
4. 庁内での条例の理解度向上

### <課題共有>

5. 労働者の賃金実態の把握
6. 関係当事者間の課題共有
7. 事業者アンケートの実施
8. 労働者アンケートの実施

### <行政内の対応>

9. 全庁的な推進体制の構築
10. 制度所管課の体制充実・強化
11. 適正な積算に見合う予算措置
12. 労働者の申出の環境整備
13. 現場抜き打ち調査の実施
14. 法令違反に対する措置強化

### <賃金の下限額>

15. 賃金下限額の引き上げ（公共工事）
16. 賃金下限額の引き上げ（業務委託・指定管理者）
17. 職種別下限額の設定（業務委託・指定管理者）
18. 複数年契約の年度毎の下限額変更

### <条例運用>

19. 対象範囲（金額）の拡大
20. 対象範囲（事業）の拡大
21. 発注者の事務負担軽減
22. 事業者の事務負担軽減
23. 効果測定・検証手法の開発

### <入札・契約制度の改善>

24. 事業者選定の透明性向上
25. 最低制限価格制度の活用
26. 低入札価格調査制度の活用
27. 総合評価入札方式の活用
28. 長期継続契約の適用拡大
29. 契約締結期間の拡大
30. 業務委託積算基準の作成
31. 地元事業者の受注機会の拡大
32. 地元雇用の促進
33. 地元産品の活用促進
34. 事業者の社会貢献等の評価推進

### <その他>

35. その他（具体的にご記入ください）

(

)

**【自由意見欄】**

公契約条例の意義、効果と課題、可能性と限界、実効性の確保などについて、ご意見などがございましたら自由にご記入ください。

ご協力いただき、ありがとうございました。

ご記入いただいた調査票は  
**2019年7月15日(月)**  
までにご返送くださいますようお願いいたします。